

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	平成 29 年度第 2 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 29 年 6 月 22 日 (木) 10:00~11:50 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5名/7名中	品川ひろみ、菊地秀一、齋藤寛子、前田元照、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	3名

議事	概要
保育士の確保について	<p>【部会長・会議開催】</p> <p>本日の会議では、事業計画の見直しに当たっての「主な論点」の4つ目である「保育士の確保」について議論する。国から示された「子育て安心プラン」においても、保育人材確保は保育の受け皿拡大を支えるものとして、6つの支援パッケージの1つの柱として位置付けられている重要な課題だと考えているので、活発なご議論をお願いしたい。また、「保育士の確保」の議論の後、具体的な事業計画の中間見直しの素案について確認する。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>保育士の確保については、「概況・課題」とそれに対する「札幌市の取組」について資料を準備している。</p> <p>○資料1-1「保育士確保の概況・課題」を用いて説明</p> <p>資料上段には、現状の待機児童の状況を記載している。今年の国定義の待機児童は7人であり、前年度から1人の減となったが、国定義以外も含めた広義の待機児童は、保育所等の申込者の増加に伴い倍増している。この状況を受け、今年度予算において1,069人分の保育定員の拡大のための施設整備費を計上するとともに、今後の対応策を定めるため、事業計画の見直しを進めているところである。</p> <p>保育の受け皿の拡充の中において、保育士の有効求人倍率は年々高まっており、保育士の確保は各保育現場において喫緊の課題となっている。人材確保の課題としては、「人材育成」「再就職」「就業継続」「労働環境」の大きく4つに分けることができる。資料下段の「人材確保の課題」においては、それぞれの実態を表した代表的な指標等を掲載している。</p> <p>「人材育成」の囲みでは、保育士を目指す子どもたちが、どのような状況にあるのかを示している。小学1年生の女の子の親が就かせたい職業としての保育士の順位が年々落ちており、また、保育士の養成校に進学しても、2~3割の学生は卒業後に保育所や幼稚園に就職しないとの結果が出ている。</p> <p>「再就職」の囲みでは、保育士資格を持つ方の再就職の状況を示している。出産育児等により離職した場合に、その後保育士などで復職するか否かについて、約半数が保育士として仕事をするを考えていないとの結果が出ている。</p>

「就業継続」の囲みでは、保育士と全業種との平均勤続年数の比較をしている。北海道においては、保育士の方が全業種よりも4年短いとの結果が出ており、また、北海道の保育士と全国の保育士とを比較すると、北海道の方が全国よりも短いとの結果が出ている。

「労働環境」の囲みでは、北海道における保育士の職場環境の改善希望を示しており、給与等の改善が最も多い結果となっている。保育士の年収は、資料右下の「保育士の年収と雇用形態」で示すとおり、非常勤勤務で200万円未満、正職員でも300万円未満が最も多い結果となっている。

これらの状況を踏まえ、札幌市は、各課題に対する取組を進めている。

○資料1-2を用いて説明

「人材確保」については、新卒保育士確保研修や合同面接会を私保連などと協力して継続的に実施している。また、認定こども園化の推進と併せて、認定こども園で働くために必要となる両免許の取得促進のため、保育士資格を持たない幼稚園教諭が保育士資格を取る際の費用の一部の補助を平成28年度から行っている。

「再就職」については、職場復帰セミナーを平成23年度から年2回実施するとともに、平成28年10月には保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士の就職支援、保育所等からの求人と求職者とのマッチング等を行っている。

「就業継続」については、今年度から保育所で働く保育士の処遇改善を図るとともに、就業継続支援としての研修を実施、平成29年4月1日入所より保育士の子どもが保育所に入所しやすいよう優先的な利用調整を行っている。

「労働環境」については、労働環境改善のため、保育所の業務省力化のため、ICT（情報通信技術）を導入するための補助や、3歳児保育の保育士を手厚く配置している保育所等の運営費の上乗せを平成28年度から行っている。

また、保育士就学資金等貸付補助事業として、一定の条件を満たせば返済を免除する貸付事業を平成28年度から実施し、保育士資格の取得や、潜在保育士の復職などを支援している。

【主な委員意見・質問】

- ・札幌市の保育士確保支援策については評価できるが、成果が出るまでには時間がかかるため、今後取りうる対策は早く取り組んでいただきたい。
- ・市は多くの支援をしているので、現在行っている支援について、メディア等を活用し、もっと周知するべきである。
- ・保育士養成校に通う前の高校生や、その保護者の意識を変えるような施策が必要であるとする。保育関係団体が主導となり、実際に高校で保育士の勤務実態についての講座を実施するなどのPR活動を進めていくべき。また、高校の進路指導でも、保育士になりたい生徒をバックアップしてもらえるようにしていく必要があると考える。
- ・子育て経験があり、子どもの対応に慣れていて意欲のある、30～40代の方の保育士資格取得を支援に力をいれるべき。
- ・子どもが好きで保育士や幼稚園教諭になっても、事務や送迎バスの担当業務などに

追われて子どもとの関わりに時間を割けない実態があり、そのことが、学生が保育士や幼稚園教諭を進路として選択しないことに繋がっているということも考えられる。

- ・保育士は園児全体をまんべんなく見なければならぬため、児童の発達を専門に相談できるような多様な人材が園にいるとよいと思う。
- ・新制度が始まり、保育所や幼稚園等の職場環境は改善傾向にあることや、保育士のロールモデルを紹介するなどして、実態を知ってもらうことが必要であるとする。
- ・資格を持っている方への支援だけではなく、資格を持っていない方への支援も必要であるとする。例えば、母子家庭の母親などは、職業訓練のようにお金をもらいながら資格を取得できる制度を活用している方が多いため、離職後の（保育士や幼稚園共有の）資格取得の支援があるとよい。また、母子家庭等の保育士には家賃補助をするといった支援策の目玉となるような取組もあるとなおよい。

主に上記の質問・意見があり、次の事項について確認した。

- ・現状の札幌市の取組に加え、これから保育士を目指す高校生等への取組が必要なこと
- ・保育補助者等に対する保育士資格の取得支援に関する取組が大切なこと
- ・保育園等の労働環境を改善することなどにより、有資格者の支援を引き続き進める必要があること

事業計画の見直しについて

【事務局説明】

事業計画の見直し案については、前回の会議までの議論を踏まえて、事務局の案を資料として用意している。

○資料2を用いて説明

資料の対照表の左欄は、現行の計画書のうち90ページから91ページに記載している「提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方」を転載したもの。中央欄は、左欄に対する改定案、右欄には、改定の考え方を整理している。下線は変更部分を示しており、右欄に振られた数字は、通し番号である。

通し番号の2番は、区間調整に関する記載である。前回の会議において、区間調整により、供給量に余裕のある区から、隣接する区に供給量を充当する取扱いを継続することについて承認されたが、充当する量について、他区利用等の実態を踏まえながら、利用者のニーズに沿った運用を行うことを計画上明確化したい趣旨である。

通し番号の3番は、計画の目標年度である。国の指針はまだ改定されていないが、今年（平成29年6月）、国から発表された「子育て安心プラン」において、平成31年度末までに待機児童を解消するとの目標が掲げられている。このことを踏まえ、平成31年度一杯の整備により次期計画の開始時点である平成32年4月1日までに、ニーズ量に見合った供給量を確保する考えとしている。

通し番号の4番は、前回の会議で承認されたとおり、これまでの認可事業による供給量の確保策に加え、「企業主導型保育事業」と「幼稚園の一時預かり事業」を供給量

の確保策として計上することを明文化したものの。

通し番号の5番以降は、供給量の確保の優先順位に関する内容である。

見直し後の計画においては、「教育」と「保育」の供給確保策を明確に分けて記載することにより、分かりやすい内容となるよう心掛けた。また、前回の会議で承認されたとおり、現行計画どおり「既存施設の活用」を踏まえた供給確保策の優先の順序としており、認定こども園への移行を最優先の確保策としている。

通し番号の7番、「1号・2号学校教育利用希望」の供給確保策については、①幼稚園からの認定こども園化により、2号のうち教育を希望するニーズに対応することとしている。また、認定こども園化により補えない2号ニーズに対しては、②幼稚園の一時預かり事業により対応することとしている。なお、1号の供給量には余裕があることから、通し番号の9番に記載のとおり、既存認可保育所から認定こども園への移行による1号定員の増加を除き、1号定員のみを増やす目的とした整備は行わないこととしている。一方、「2号学校教育利用希望以外・3号」の供給確保策については、まずは、①幼稚園からの認定こども園化により対応することとしている。続いて、②既存認定こども園等の増築等による定員増、③既存認可外保育施設からの認可移行が続き、④企業主導型保育事業までで供給量を確保できない見込みとなった場合に、初めて⑤認可保育所等の新規整備を行うこととしている。なお、認定こども園については、通し番号の12番と13番にあるとおり、認定こども園の4類型のうち幼保連携型を最優先の確保策とするとともに、幼保連携型の場合は1～3号の定員を設定することを原則としたいと考えている。また、認定こども園化の推進のため、需給調整上の特例措置である「認定こども園特例枠」として、所要の上乗せ量を計画上定めることを考えている。

通し番号の14番は、前回の部会で承認された、3号定員のみが不足する場合の供給確保策に関する記載である。現行の計画では原則として地域型保育事業により供給量を確保することとしていたが、地域型保育事業の卒園児の継続した保育が受けられる環境といった要素を注視し、慎重に整備を進めていきたいとの考えによる記載である。

通し番号の15番は、地域型保育事業のうち、小規模保育事業を整備する際は、全員が保育士であるA型を原則の確保方策としたいというものである。

通し番号の21番は、先ほど議論した保育士の確保に取り組むことに関し、計画上明確に位置づけたいとの考えによるものである。

【主な委員意見・質問】

- ・地域型保育事業の卒園後、引き続き入所できる施設がないような児童はいなかったのか。
→平成29年4月までに、そのような児童はいなかった。連携施設に入所しない場合でも、入所調整による加点で希望の保育施設に入所している。
- ・地域型保育事業の利用終了後、連携施設に入所した児童はどのくらいいたのか。
→12%程度である。連携施設に入所するか否かは保護者の判断であり、遠方に連携施設を設けている場合などには、近隣の連携施設以外の施設を選択することが多い。

- ・量の確保と同時に、質の確保が大切だと考える。
- ・幼稚園の一時預かり事業を保育所等と同様の保育の受け皿とするからには、従事者は有資格者にするなど、保育の質も確保できるような実施基準にしてほしい。
- ・市では毎年監査を実施しているが、施設数も年々増加しており、行政側の負担増が懸念されることから、行政側には人員配置増を求めたい。質を向上させるための具体的な人員配置として、監査事務とは別に各区にアドバイザーを置き、地域型保育事業所の相談に乗ったり、定期的に施設を訪問し、運営や保育に関するサポートを行うような職員配置を提案する。
- ・各園が有資格者の状況や研修の受講実績等を情報公開することにより、保護者が入園前に選べるようになればよいと思う。

主に上記の質問・意見があり、事業計画の見直し案について合意された。

- ・次回会議は、国の基本指針の見直しが7月中に予定されていることから、本指針が発出された後に開催することとした。